

2020年度 運輸安全マネジメントの取組み

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

群馬中央バス株式会社
運輸安全マネジメント委員会

群馬中央バスは、安全・安心がすべてに優先するとの決意をもって、社長をはじめ経営幹部から現場までが一丸となり、それぞれの持ち場において、法令順守を徹底するとともに、さらなる安全性の向上に取り組んで参ります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 全社員は一丸となって安全を守るため、関係法令と社内規則を遵守します。
- (2) 全社をあげて「安全こそ最高の接客、安全無くして利益なし」の原則を貫き、無事故運行を達成します。
- (3) 現状の安全対策に満足せず、常に改善等の実施をはかります。

2. 2019年度 輸送の安全に関する目標の達成状況と事故統計

◆2019年度 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

	死亡事故	重傷事故	運転者の疾病による運行の中断	車両装置の故障による運行の中断
貸切	0	0	0	1
乗合	0	0	0	0
特定	0	0	0	0
合計件数	0	0	0	1
目標件数	0	0	0	0
差異 (目標達成状況)	0 (達成)	0 (達成)	0 (達成)	+1 (未達)

◆ 2019年度 有責事故に対する目標の達成状況

	車外人身	車内人身	物損事故	自損事故
貸切	0	0	5	5
乗合	1	0	1	3
特定	0	0	0	4
合計件数	1	0	6	12
目標件数	0	0	3	—
差異 (目標達成状況)	+1 (未達)	0 (達成)	+3 (未達)	—

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 「自動車事故報告規則」に定める事故をゼロにする。 | 達成 0件 |
| (2) 人身（有責）事故をゼロにする。 | 未達 1件 |
| (3) 物損（有責）事故を20%減少させ3件にする。 | 未達 6件 |
| (4) 「自動車事故報告規則」に定める車両故障をゼロにする。 | 未達 1件 |
| (5) 健康起因における事故をゼロにする。 | 達成 0件 |
| (6) 飲酒・酒気帯び運転の撲滅。 | 達成 0件 |

3. 2020年度輸送の安全に関する目標

- | |
|--|
| (1) 「自動車事故報告規則」に定める事故を <u>ゼロにする。</u> |
| (2) 人身（有責）事故を <u>ゼロにする。</u> |
| (3) 物損（有責）事故を20%減少させ <u>5件にする。</u> |
| (4) 自損事故を20%減少させ <u>10件にする。</u> |
| (5) 「自動車事故報告規則」に定める車両故障を <u>1件にする。</u> |
| (6) 健康起因における事故を <u>ゼロにする。</u> |
| (7) 飲酒・酒気帯び運転の <u>撲滅。</u> |

4. 行政処分の公表

当社の行政処分はありません。

5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程に定められた事項の遵守。
- (2) 輸送の安全に関する取り組み計画を策定し、これを確実に実行する。
- (3) 厳正なる点呼（運行管理）を行うための制度の確立。
飲酒・酒気帯び運転及び、過労（疲労や睡眠不足）・疾病などの健康状態により、乗務困難な運転者の乗務禁止を厳正に素早く執行できるように、緊急時に対応する交代運転者を毎日必ず配置する。
- (4) 車両故障を減少させるために、点検・整備の強化徹底を図る。
- (5) 輸送の安全を確保するために、運転者の健康に関する各種検査の計画的な受診を行う。
- (6) 運転中の携帯電話・スマートフォン使用の撲滅。
- (7) 月間安全運転スローガンによる、事故防止への意識向上。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

輸送の安全に関する取り組み計画（別紙1・2）

- (1) 安全風土構築に向けた取り組み
 - ①運輸安全マネジメント委員会
社長・安全統括管理者・各部門責任者・運行管理者・整備管理者・指導運転者が出席し、社内横断的な輸送の安全に関する情報共有の場として、また安全に特化した事案を扱うことを目的に毎月開催する。
 - ②安全衛生委員会
社長・経営幹部と安全管理者・衛生管理者・各部門の担当者・運行管理者・運転者及びバスガイド（労働組合）が出席し、社員の健康と職場環境を含む安全全般について意見交換を行いながら、コミュニケーションと情報共有の場として毎月開催する。
 - ③無事故・無違反表彰制度
無事故・無違反に対する表彰制度を活用し、運転者のモチベーションとさらなる安全意識の向上を目指す。

- ④社長及び安全統括管理者（代務者）による社内巡視
四季の交通安全運動及び安全総点検時に、早朝点呼立会いを含めた社内の巡視を行い、乗務員との意見交換・情報交換を行いながら安全意識の向上と、さらなる安全対策の構築を図る。
- ⑤幹部職員による早朝立会点呼の実施
厳正なる点呼の確認・安全運転・日常点検・身だしなみ等、輸送の安全に関する指導監督及び、乗務員との意見交換・情報交換を行いながら安全意識の向上を目的に行う。
- ⑥輸送の安全に関する内部監査及び改善措置
監査員による、社長及び安全統括管理者へのヒヤリング、輸送の安全に関する取り組みについての進捗状況・問題点を報告書にまとめ改善を行う。

（2）集合研修計画内容

- ①事故防止講習会（乗合・貸切乗務員対象の外部講師による講習会）
- ②小集団グループによる安全運転討論会（貸切乗務員）
- ③特定旅客事故防止講習会（契約輸送の乗務員を対象とした講習会）
- ④冬山研修（雪路走行訓練・チェーン脱着訓練・危険個所の把握等）
- ⑤異常気象時における対処法
- ⑥ヒヤリハット体験発表会（運転士によるグループ討論会）
- ⑦バスジャック想定訓練（群馬県バス協会主催による訓練）
- ⑧救急救命講習（外部講師によるAED等の使用訓練）
- ⑨非常用信号用具・非常口の開閉と脱出訓練・消火器の取扱い
（外部講師及び整備課による訓練）

（3）営業所主催による教育計画内容（個人指導）

- ①国土交通省告示1676号に従い、輸送の安全を確保するために必要な指導・教育を運転者に対し、計画的・継続的に実施する。
- ②ドライブレコーダーから取得した映像を基に行う指導
運転者の運転特性に応じた安全運転指導を定期的に行う。
- ③管理者による路線の添乗査察・指導
安全運転・適切な車内装置の操作・乗客への接客・補助マイクを使用した車内事故防止等の項目を確認し、安全意識の向上を図る。
- ④特別指導（事故惹起者・初任・高齢運転者）
法令に基づいた、安全運転の実技を含む運転訓練並びに必要な知識及び運転者の特性に合わせた個人指導を行う。
- ⑤選任3年未満の貸切運転者に対する講習
外部機関（自動車教習所等）による運転技能講習を受講させ、経歴や能力に応じた指導教育を実施する。

(4) 健康管理に関する教育計画内容

①健康診断の実施

②S A S（睡眠時無呼吸症候群）検査の実施

S A S（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査を実施し、中等症・重症と診断された運転者においては、乗務を制限したうえで精密検査を受診させ、その後治療を行う（治療中であっても程度によって乗務の制限を行う。）とした社内規程を実践する。

③脳ドック検査の実施

④上記に基づく運転者の個別健康ヒヤリングの実施

(5) 経営幹部及び役職員への講習

①運輸安全マネジメントに関わる講習

基礎講習・ガイドライン講習・内部監査講習など。

②運行管理者一般講習

③整備管理者一般講習

④その他関係省庁主催・群馬県バス協会主催の講習会への参加

(6) 交通安全啓発活動

①群馬県高速道路交通安全協議会「ぐんまハイウェイレディー」の活動

2017年4月より当社職員が「ぐんまハイウェイレディー」に就任したことから、群馬県警察高速道路交通警察隊及び東日本高速道路株式会社、その他関係機関・団体と協力して、全国交通安全運動及び県民交通安全運動の期間中に、各高速道サービスエリア等において、交通安全への街頭指導に協力する。

②バス利用の促進活動

関係省庁や自治体・民間企業との連携により、交通弱者（小学生・高齢者）を対象としたバスの乗り方教室を開催して、交通安全の啓発活動・事故防止の呼びかけを含むバス利用の促進活動を行う。

7. 輸送の安全に関する予算

【2020年度 予算金額合計】 39,000,000円

※内訳

(1) 車両予算	31,000,000円
(2) 設備・管理予算	850,000円
(3) 健康管理予算	2,700,000円
(4) 教育関連予算	2,050,000円
(5) 感染症対策及びその他	2,400,000円

8. 輸送の安全に関する内部監査結果及び措置

(1) 監査チーム

監査リーダー他2名

(2) 監査期間

2019年8月23日～2019年8月28日

(3) 内部監査対象者

代表取締役社長、取締役副社長（安全統括管理者）

専務取締役（安全統括管理代務者）

(4) 監査に基づき講じた措置及び講じようとする措置

今回の監査では、直ちに重大な問題となる事項は無いと判断しました。

①安全重点施策については、施策と取組みについて詳細に策定されていた。

②ヒヤリハット研修については、情報の伝達・共有方法について改善を行う。

9. 安全統括管理者・代務者

安全統括管理者	代表取締役副社長	岩崎 賢一
安全統括管理代務者	専務取締役	川岸 茂二

10. 安全管理規程

当社の安全管理規程は、ホームページ掲載の通りです。

11. 事故・災害時の報告連絡体制（別紙3）

事故・災害が発生した場合は、乗客の保護・救護を最優先とし、安全確保を行ったうえで、警察・消防及び当該営業所の運行管理者または営業所長に速報する。

2020年度 群馬中央バス 輸送の安全に関する取組み計画一覧

(別紙1)

項目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
本社主催	運輸安全マネジメント委員会(労使)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月開催
	安全衛生委員会(労使)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月開催
	社長及び安統管による巡視及び幹部による立会点呼の実施	●			●		●				●			四季の交通安全運動時に実施
	輸送の安全に関する内部監査の実施											●		
	無事故・無違反表彰		●											
	各種管理者講習(運行管理・整備管理・内部監査・運輸安全マネジメント等)	→												その都度
集合研修	救急救命講習会(AED)	●												
	事故・災害を想定した対応訓練	●												
	⑬小集団グループ安全運転討論会(貸切乗務員)※ドラレコ映像活用				●									
	事故防止研講習会(乗合・貸切乗務員対象)※ドラレコ映像活用										●			
	バス協会による事故防止講習会										●			
	冬山運転訓練(貸切乗務員対象)											●		
	異常気象時における対処法											●		
	ヒヤリハット体験発表会※ドラレコ映像活用												●	
	バス協会によるバスジャック想定訓練												●	
事故防止研講習会(特定・契約輸送乗務員対象)													●	
営業所主催	①事業用自動車を運転する場合の心構え							●						
	②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項					●								
	③事業用自動車の構造上の特性											●		
	④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項			●										
	⑤旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項		●											
	⑥主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況									●				
	⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	●												
	⑧運転者の運転適性に応じた安全運転							●						
	⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び身体的要因並びにこれらへの対処方法									●				
	⑩健康管理の重要性											●		
	⑪安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法												●	
	選任3年未満の貸切運転者に対する講習(オブジェ講習)												●	
	四季の交通安全に関する指導	●			●		●				●			
	管理者による路線の添乗査察・指導	●			●		●				●			
	特別指導(事故惹起者・初任・高齢運転者)	→												その都度
適性診断	→												その都度	
健康管理	健康診断	→												その都度
	睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査	→												その都度
	脳ドック検査	→												その都度
	健康管理ヒヤリング	→												その都度

実施月	指導監督内容
2020 4	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命講習会(外部講師によるAED使用訓練) ・事故・災害を想定した対応訓練(非常用信号用具の取扱い・非常口からの脱出・消火器の取扱い) ・春の全国交通安全運動に関する指導 ・「⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」
5	<ul style="list-style-type: none"> ・無事故・無違反表彰制度における表彰式の実施 ・「⑤旅客が降車する時の安全を確保するために留意すべき事項」
6	<ul style="list-style-type: none"> ・「④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項」
7	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス乗務員小集団グループによる安全運転討論会 (ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験等の自社内での共有) ・夏の県民交通安全運動に関する指導
8	<ul style="list-style-type: none"> ・「②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」
9	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の全国交通安全運動に関する指導 ・「⑧運転者の運転適性に応じた安全運転」
10	<ul style="list-style-type: none"> ・「①事業用自動車を運転する場合の心構え」
11	<ul style="list-style-type: none"> ・「⑥主として運行する路線若しくは経路または営業区域における道路及び交通の状況」 ・「⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法」
12	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合・貸切乗務員を対象とした事故防止講習会 (外部講師によるドラレコを活用した安全講習・労基法等に関する周知及び指導) ・バス協会主催による事故防止講習会 ・冬の県民交通安全に関する指導
2021 1	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス冬山運転訓練(積雪・凍結時走行の技能向上・チェーン脱着等の実技講習) ・異常気象時における対処方法等 ・「⑩健康管理の重要性」
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット体験発表会 ・バス協会主催によるバスジャック想定訓練 ・選任3年未満の貸切運転者に対する講習(自動車教習所によるオブジェ講習) ・「③事業用自動車の構造上の特性」
3	<ul style="list-style-type: none"> ・特定旅客・契約輸送乗務員を対象とした事故防止講習会 ・「⑪安全の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」

【事故・災害時の緊急連絡体制】

群馬中央バス株式会社

